

岩手県告示第301号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 奥州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 奥州都市計画下水道事業奥州都市計画公共下水道
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 昭和62年岩手県告示第11号、平成3年岩手県告示第1070号及び平成7年岩手県告示第779号の事業地の全部を削り、並びに平成5年岩手県告示第977号の事業地のうち、前沢区字南前沢、字高畑、字本杉、字向田、字三日町浦及び字三日町新裏を削る。
- 4 事業施行期間 昭和62年1月9日から平成35年3月31日まで